

令和2年度

登米市一般・特別会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔5月18日提出〕

宮城県登米市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第1号)

令和2年度登米市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度登米市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,569,109千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,576,074千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年5月18日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		4,848,895	8,083,379	12,932,274
	2 国庫補助金	1,042,889	8,083,379	9,126,268
16 県支出金		2,982,867	130,000	3,112,867
	2 県補助金	1,273,067	130,000	1,403,067
19 繰入金		2,462,856	185,630	2,648,486
	2 基金繰入金	2,462,852	185,630	2,648,482
21 諸収入		1,641,359	60,000	1,701,359
	4 貸付金元利収入	426,474	60,000	486,474
22 市債		4,173,000	110,100	4,283,100
	1 市債	4,173,000	110,100	4,283,100
歳入合計		44,006,965	8,569,109	52,576,074

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,734,180	1,659	4,735,839
	1 総務管理費	4,020,637	222	4,020,859
	2 徴税费	394,214	1,437	395,651
3 民生費		13,716,062	7,928,274	21,644,336
	1 社会福祉費	6,200,252	7,811,793	14,012,045
	2 児童福祉費	6,512,859	116,481	6,629,340
4 衛生費		5,475,949	9,264	5,485,213
	3 病院費	1,998,278	9,264	2,007,542
6 農林水産業費		2,970,142	45,293	3,015,435
	1 農業費	2,121,842	45,293	2,167,135
7 商工費		1,277,279	470,556	1,747,835
	1 商工費	997,409	304,910	1,302,319
	2 観光費	279,870	165,646	445,516
9 消防費		2,396,494	1,664	2,398,158
	1 消防費	2,396,494	1,664	2,398,158
11 災害復旧費		60,000	112,399	172,399
	4 その他公共施設等災害復旧費	10,000	11,000	21,000
	5 厚生労働施設災害復旧費	0	101,399	101,399

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	歳 出 合 計	千円 44,006,965	千円 8,569,109	千円 52,576,074

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事項	期間	限度額
中小企業振興資金利子補給金（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分）（地域ビジネス支援課）	令和3年度	千円 売上高が前年同月と比較して15%以上減少した事業者について、令和2年1月から12月までの利子支払額に係る利率のうち0.85%分を限度とする。また、同期間内に中小企業振興資金の融資を受けた事業者について、12か月の利子支払額以内を限度とする。

2. 変更

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
中小企業振興資金で宮城県信用保証協会が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に債務保証したものについて、宮城県信用保証協会が代位弁済した額から、日本政策金融公庫との保険契約により受領した保険金の額及び令和2年4月1日から令和16年3月31日までに回収した金額を控除した残額に、責任共有制度の負担金方式を選択した金融機関分にあつては、80%を乗じた上、60%を乗じた金額を市が損失補償する。なお、総額30,000千円を限度とする。（商業観光課）	令和3年度から令和15年度まで	千円 令和2年度に債務保証したものについて、損失を受けた場合に30,000千円を限度とする。	令和3年度から令和15年度まで	千円 令和2年度に債務保証したものについて、損失を受けた場合に36,000千円を限度とする。

第3表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
その他公共施設等災害復旧事業	千円 11,000	証書借入又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
衛生施設災害復旧事業	99,100			

国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)

令和2年度登米市国民健康保険特別会計 補正予算（第1号）

令和2年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,745,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		千円 6,148,873	千円 2,500	千円 6,151,373
	1 県補助金	6,148,872	2,500	6,151,372
歳入合計		8,742,593	2,500	8,745,093

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 6,100,796	千円 2,500	千円 6,103,296
	6 傷病手当金	0	2,500	2,500
歳 出 合 計		8,742,593	2,500	8,745,093